

体調不良時の対応について

～新型コロナウイルス感染症5類移行後の対応～

体調不良者の受診について

体調不良時（38.0度以上の発熱・嘔吐・咳嗽・発疹・結膜の充血など）は、実習前に（実習中の場合は直ちに）、適切な診療科の受診を促す。入院患者および他の学生や職員へ感染を伝播させることがないように留意する。

推奨される実習自粛期間

以下の疾患と診断（疑いも含む）された場合には、体調が回復するまでの期間、実習を自粛し療養が必要である。

インフルエンザ	発症日を0日として5日を経過、かつ解熱後2日間
感染性胃腸炎（ノロウイルス）	発症消失後48時間
流行性角結膜炎（はやり目）	眼瞼結膜の充血消失まで（眼科診察による許可）
麻疹	発疹出現後7日間
風疹	発疹出現後5日間
水痘（播種性帯状疱疹）	すべての水疱が痂皮化するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺腫脹後5日、かつ全身状態が回復するまで
新型コロナウイルス感染症	発症日を0日として5日を経過、かつ症状軽快後1日間

上記疾患と診断された場合の連絡について

- 実習時間中に上記疾患を確認された場合：実習部署の師長へ報告する。
- 実習時間以外に確認された場合：次の実習日の朝、実習部署の師長へ報告する。
- 新型コロナウイルスと診断された場合は、次ページ参照
- 実習の再開については、教員が症状を確認し看護部次長へ連絡する。

上記疾患以外にも体調不良が出現した場合

就業を自粛し、解熱剤を使用せず解熱、かつその他の症状が改善傾向で48時間以上経過した場合に実習を再開する。

新型コロナウイルス感染症罹患時の連絡について

- 学生の受け持ち患者が「濃厚接触者判定基準」を満たす場合、教員は実習部署師長へ速やかに報告する。実習時間外は、当直師長へ連絡する。
- 受け持ち患者が濃厚接触者に該当しない場合、次の実習日に実習部署師長へ報告する。

当院での新型コロナウイルス濃厚接触患者判定基準・健康観察期間・実習について

- 下記①かつ②に該当する場合は濃厚接触者と判断する
 - ①陽性者の発症日を0日として、発症前2日以降に接触があった。
 - ②陽性者と適切な防護具を装着していない状態で、1m以内の距離で累計15分以上の接触があった。（例15分以上の食事介助など）
- 隔離の可否にかかわらず濃厚接触者は無症状であれば実習可能であるが、健康観察期間中はマスク着用のない患者と15分以上接触することはしないようにする。母性や助産実習の場合ベビーはマスクができないので受け持ちをしない。
- 健康観察期間は、陽性者との最終接触日から5日間とする（家庭内隔離が不可の場合は、陽性者の療養期間+5日間）
- 有症状となった場合は抗原定性検査を実施する。
- 無症状で経過した場合、6日目から通常実習可能。

学生が新型コロナウイルス濃厚接触者に該当した場合の連絡について

- 実習時間内に確認された場合は、教員は実習部署の師長に連絡する。
- 実習時間外に確認された場合は連絡不要、次の実習日に実習部署の師長に連絡する。

※病院への連絡は基本的には教員が行う

2024年7月1日
臨地実習委員会